令和4年1月31日

**介護職員等処遇改善支援補助金について**

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

国の令和3年度補正予算に盛り込まれた、令和4年2月から同年9月分までの介護職員等の賃金改善を図

るための補助事業については、厚生労働省から、別添のとおりリーフレット及びコールセンターの設置について周知されておりますのでお知らせします。

現在、大阪府において補助事業の準備を進めていますが、各介護事業者においても賃金引上げ等の準備が必要

となることから、別添の厚生労働省のリーフレットと併せ、下記のとおりポイントをお知らせします。

なお、今後、本補助金に関する情報は、大阪府ホームページに掲示しますので、そちらを確認ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/syoguusienhojyokin/>

　　**本補助金と現行処遇改善加算は違います！**

　　　　　　介護報酬上の現行の処遇改善加算及び特定処遇改善加算は、本補助金とは別に例年通り実施されます。

本補助金は、加算制度とは異なり、大阪府が実施主体となりますので、**府に各種申請書類などを提出して**

**いただきます。**

　　**補助金交付の手続きについて**

　　　　　　補助金の交付を受ける際の手続き、スケジュール等の概略をお示しします。

①各介護事業者において、原則2月分からの賃金改善を実施（厚生労働省リーフレットA2,A3参照）

②2月分から賃金改善を行う旨の報告書を府へ提出

　　⇒報告書の様式を含め、**近日中に別途お知らせ**します。

　　　　　　　③介護職員等処遇改善計画書を府へ提出（4月15日まで）

　　　　　　　　　　　⇒計画書の様式を含め、別途お知らせします。

⇒現行処遇改善加算の今年度の計画書と同じ締切日です。

　　　　　　　④賃金改善期間経過後、実績報告を府へ提出（11月以降）

　　　　　※②～④とも運営法人単位で提出いただきます。（複数事業所を運営している場合は法人が取りまとめ）

　　　　　※補助金の支払いスケジュールは厚生労働省リーフレットA５参照

　　　**補助金の額について**

　補助金の算定式は厚生労働省リーフレットA1を参照ください。

　　　　　　　なお、算定式におけるサービス区分ごとの「交付率」は次頁のとおりです。

（問い合わせ先）

○制度全般について

**介護職員処遇改善支援補助金コールセンター**

（厚生労働省設置）

**電話番号：03-6812-7835**

○手続き等について

大阪府福祉部高齢介護室　介護事業者課

　　**E-mail：**korei-kaizensienhojo@gbox.pref.osaka.lg.jp

　＜補助額算定式（1ヶ月分）＞

ある月の総報酬×交付率　＝　補助額

（総報酬＝基本報酬＋加算減算（処遇改善加算、特例処遇改善加算含む）×１単位の単価）

サービス区分ごとの交付率

|  |  |
| --- | --- |
| サービス区分 | 交付率 |
| 訪問介護  | 2.1％ |
| 夜間対応型訪問介護  | 2.1％ |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護  | 2.1％ |
| （介護予防）訪問入浴介護  | 1.0％ |
| 通所介護  | 1.0％ |
| 地域密着型通所介護  | 1.0％ |
| （介護予防）通所リハビリテーション  | 0.9％ |
| （介護予防）特定施設入居者生活介護  | 1.4％ |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護  | 1.4％ |
| （介護予防）認知症対応型通所介護  | 2.1％ |
| （介護予防）小規模多機能型居宅介護  | 1.6％ |
| 看護小規模多機能型居宅介護  | 1.6％ |
| （介護予防）認知症対応型共同生活介護  | 2.0％ |
| 介護福祉施設サービス  | 1.4％ |
| 地域密着型介護老人福祉施設  | 1.4％ |
| （介護予防）短期入所生活介護  | 1.4％ |
| 介護保健施設サービス  | 0.8％ |
| （介護予防）短期入所療養介護（老健）  | 0.8％ |
| 介護療養施設サービス  | 0.5％ |
| （介護予防）短期入所療養介護（病院等（老健以外））  | 0.5％ |
| 介護医療院サービス  | 0.5％ |
| （介護予防）短期入所療養介護（医療院）  | 0.5％ |

注）介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を実施する事業所は、

通所型は通所介護と、訪問型は訪問介護と同じとする。